

令和 年 月 日

保護者 様

しんとう幼稚園
園長 村上 由紀恵

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

お子様は、新型コロナウイルス感染症のため、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準
発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

医療機関において新型コロナウイルス感染症との診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園に当たっては、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、園への提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

しんとう幼稚園長 様

保護者が記入

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1 受 診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診断日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	
2 療 養	(1) 発症日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登園再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで）

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名